漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則(令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。)第4条第1項第11号に掲げる光力利用敷網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和4年12月19日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の 認可をすべき 船舶等の数	船舶の 総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の 認可を申請すべき期間	備考
<u></u> やりいか光力利用	20 隻	定めなし	定めなし	1 西共第23・24号共同漁業権漁場の区域のうち、次の(1)	2月1日から	北津軽郡中泊町大字小泊	令和4年12月19日から	1 許可の有効期間は、令和5年2月1日から令和5 ⁴
敷網漁業		, =	,	及び(2)の海域	5月31日まで	(字下前、字尾崎道、字漆流		5月31日までとする。
				(1) 北津軽郡中泊町小泊港東防波堤突端の青燈台と竜飛崎		及び字渕岩を除く)に住所		2 規則第14条第1項第4号の対象とする。
				とを結んだ直線以東の海域		を有する者		3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
				(2) 北津軽郡中泊町白岩崎から磁針方位 201 度の直線と、				(1)集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット
	 12 隻			同町仏崎から磁針方位 215 度の直線によってはさまれた海		北津軽郡中泊町大字小泊字		下とすること。
				域		下前、字尾崎道、字漆流及び		(2)水中灯及び水銀灯を使用しないこと。
				 2 前記以外の共同漁業権漁場の区域を除いた青森県日本海		字渕岩に住所を有する者		(3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、そのF
				 沖合海域				 面及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メ
								トル以内の各海域で操業しないこと。
	 15 隻	-			1	西津軽郡鰺ケ沢町又はつが		 (4)機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可
				 権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除く。		る市木造出来島に住所を有		 号を黒色ペイントで表示すること。
						する者		
	8隻	-		青森県日本海沖合海域。ただし、西共第9・10号、第13・	-	西津軽郡深浦町大字北金ヶ		│ 1 許可の有効期間は、令和5年2月1日から令和5 ⁴
				14 号及び久共第1・2号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁		沢又は大字田野沢に住所を		5月31日までとする。
				業権漁場の区域を除く。		有する者		2 規則第14条第1項第4号の対象とする。
								3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
								(1)集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット.
								下とすること。
								(2)水中灯及び水銀灯を使用しないこと。
								(3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その
								面及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メ
								トル以内の各海域で操業しないこと。
								(4)機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可
								号を黒色ペイントで表示すること。
								(5) 4月1日から5月31日までの期間においては、
								次のア、イ、ウ、工及びアの各点を順次に結んだ4
								線によって囲まれた海域で操業してはならない。

					ア 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.23 分
					イ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.23 分
					ウ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.77 分
					エ 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.77 分
2隻	1	青森県日本海沖合海域。ただし、西共第11・12 号及び久	+ 2月1日から	西津軽郡深浦町大字風合瀬	1 許可の有効期間は、令和5年2月1日から令和5年
		第1・2号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の	▼ 5月15日まで	に住所を有する者	5月15日までとする。
		域を除く。			2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。
					3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
					(1)集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以
					下とすること。
					(2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと。
					(3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前
					面及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メー
					トル以内の各海域で操業しないこと。
					(4)機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番
					号を黒色ペイントで表示すること。
					(5) 4月1日から5月 15 日までの期間においては、
					次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直
					線によって囲まれた海域で操業してはならない。
					ア 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.23 分
					イ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.23 分
					ウ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.77 分
					エ 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.77 分
5隻	_	青森県日本海沖合海域。ただし、西共第 11・12 号共同漁	<u></u>		1 許可の有効期間は、令和5年2月1日から令和5年
0 ×		権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除く。			5月31日までとする。
		TEIM//// PE-ADVI -> A FIMALE IM/// -> POA EIM VO			2 規則第14条第1項第4号の対象とする。
					3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
					(1)集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以
					下とすること。
					(2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと。
					(3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前
					面及び後面それぞれ300メートル以内、沖合100メー
					トル以内の各海域で操業しないこと。
					(4)機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番
					号を黒色ペイントで表示すること。
				l	

- 11.		
3 隻	西共第5・6号及び久共第1・2号共同漁業権漁場の区域 2月1日から 西津軽郡深浦町大字舮作	
	以外の共同漁業権漁場の区域を除いた青森県日本海沖合海 5月31日まで は大字月屋に住所を有す	
	域。ただし、西共第5・6号共同漁業権漁場の区域において 者	2 規則第14条第1項第4号の対象とする。
	は、基点1、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点2の各点を	3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
	順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区	(1) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以
	域を除く。	下とすること。
	基点1 西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置	(2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと。
	した標柱	(3)定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面
	基点2 旧西津軽郡岩崎村と深浦町との境に設置した標柱	及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メート
	点ア 基点 1 から磁針方位 313 度 150 メートルの点	ル以内の各海域で操業しないこと。
	点イのり島西側突端	(4)機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号
	点ウ トド島西側突端	を黒色ペイントで表示すること。
	点工 上吾妻突端	(5) 4月1日から5月31日までの期間においては、次
	点才 椿山突端	のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線に
	点カ 基点 2 から磁針方位 255 度 150 メートルの点	よって囲まれた海域で操業してはならない。
		ア 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.23 分
		イ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.23 分
		ウ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.77 分
		エ 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.77 分
5 隻	西共第5・6号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁	1 許可の有効期間は、令和5年2月1日から令和5年
	場の区域を除いた青森県日本海沖合海域。ただし、西共第5・	5月31日までとする。
	6 号共同漁業権漁場の区域においては、基点 1 、点ア、イ、	2 規則第14条第1項第4号の対象とする。
	ウ、エ、オ、カ及び基点2の各点を順次に結んだ直線と最大	3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
	高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。	(1)集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以
	基点 1 西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置	下とすること。
	した標柱	(2)水中灯及び水銀灯を使用しないこと。
	基点2 旧西津軽郡岩崎村と深浦町との境に設置した標柱	(3)定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面
	点ア 基点 1 から磁針方位 313 度 150 メートルの点	及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メート
	点イのり島西側突端	ル以内の各海域で操業しないこと。
	点ウトド島西側突端	(4)機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号
	点工 上吾妻突端	を黒色ペイントで表示すること。
	点才 椿山突端	を無色、インド(水かりること。
	点カ 基点 2 から磁針方位 255 度 150 メートルの点	

2隻	青森県日本海沖合海域。ただし、西共第3・4号及び久共	西津軽郡深浦町大字岩崎に	1 許可の有効期間は、令和5年2月1日から令和5年5
	第1・2号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区	住所を有する者	月 31 日までとする。
	域を除く。		2 規則第14条第1項第4号の対象とする。
			3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
			(1)集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下
			とすること。
			(2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと。
			(3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面
			及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メートル
			以内の各海域で操業しないこと。
			(4)機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号
			を黒色ペイントで表示すること。
			(5) 4月1日から5月31日までの期間においては、次
			のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線に
			よって囲まれた海域で操業してはならない。
			ア 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.23 分
			イ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.23 分
			ウ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.77 分
			工 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.77 分